



島根県報

平成28年2月5日（金）

第2,773号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の名称の変更	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の所在地の変更	（ 〃 ）	2
農用地利用配分計画の認可	（農業経営課）	2
保安林予定森林（4件）	（森林整備課）	3
保安林の指定	（ 〃 ）	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	5
建築基準法の規定による道路の指定	（建築住宅課）	6

【特定調達公告】

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下水道推進課）	7
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	7
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	8
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	8
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	9
島根県立中央病院における歯科用パノラマCTシステム調達に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	9

【正 誤】

平成26年5月9日付け島根県報第2,595号中	（建築住宅課）	10
-------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称		所 在 地		
変 更 前	変 更 後			
ジオ薬局 南田町店	クオール薬局 南田町店	松江市南田町145-18	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年2月 1日

島根県告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地			
		変 更 前	変 更 後	
浜田市国民健康保険大麻診療所	浜田市西村町1031-1	浜田市西村町1031-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年3月7日
調剤薬局サンズ	益田市中島町イ481-4	益田市かもしま東町9-7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年2月1日

島根県告示第87号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

志学農産物生産組合 代表 漆谷 幸男	大田市三瓶町志学イ36	大田市三瓶町志学字原中ハ220-1外17筆
合同会社 夢ファーム口羽	邑智郡邑南町下口羽937-1	邑智郡邑南町下口羽179-1外4筆
安部 泰	隠岐郡隠岐の島町加茂358	隠岐郡隠岐の島町蛸木西浜田985-1

2 認可年月日

平成28年2月5日

島根県告示第88号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市奥宇賀町字後谷1472、字宇賀口上1473、1474-4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第89号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町田津530-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第90号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町田津530-1、530-12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

江津市桜江町田津530-1・530-12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第91号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町小河内1310-1、1310-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町小田805-1、843-1、1406-1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小田805-1、843-1（次の図に示す部分に限る。）、1406-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第93号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

スーパーセンタートライアル出雲白枝店 出雲市白枝町字壺丁田419番1外29筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年9月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,777平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 217台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 48台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物外北側 170平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 39.4立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地北側 3か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

平成28年1月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 路線名
益田市道須子保育園線
- 2 道路の位置
起点：益田市須子町イ261-4
終点：益田市須子町イ523-3
- 3 道路の幅員
4.0メートル
- 4 道路の延長
306.0メートル
- 5 指定の年月日及び番号
平成28年1月26日 第1号

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社サンコープ雲南 代表取締役 高橋 潔 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地5
- 5 落札金額
37,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年11月24日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称及び数量

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
宇部興産・クリエイト共同企業体 代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長
貞谷 哲也 山口県宇部市大字小串1978番地の2
- 5 落札金額
52,164,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年11月24日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
宇部・山陽ロジス・JR貨物・萩森・クリエイト共同企業体 代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長 貞谷 哲也 山口県宇部市大字小串1978番地の2
- 5 落札金額
37,530,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年11月24日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 落札に係る役務の名称及び数量

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1） 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）

3 落札者を決定した日

平成28年1月22日

4 落札者の氏名及び住所

山陰建設工業㈱・山根友広共同企業体 代表者 山陰建設工業株式会社 代表取締役 小村 洋司 島根県出雲市神西沖町2334-3

5 落札金額

37,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年11月24日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年2月5日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 落札に係る役務の名称及び数量

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2） 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）

3 落札者を決定した日

平成28年1月22日

4 落札者の氏名及び住所

ウェストバイオマス・三光共同企業体 代表者 株式会社ウェストバイオマス 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市潮見町2番地2

5 落札金額

40,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年11月24日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第11条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号) 第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成28年2月5日

島根県立中央病院 病院長 菊 池 清

1 件名及び数量

歯科用パノラマCTシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成28年1月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 所長 平野 享 出雲市塩冶有原町五丁目59番

5 落札金額

27,648,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年12月8日

正 誤

平成26年5月9日付け島根県報第2,595号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第312号中	の次に「、第318号」を加え	を「(第312号、第313号)」に改め